

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【会社名】	株式会社ヤシマキザイ
【英訳名】	Yashima & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 高田 一昭
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町6番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員高田一昭は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。

当社は、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した持分法適用関連会社1社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）を基準として、その合計の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。当社グループは商社ビジネスを展開しており、事業活動の成果を最も示す指標を売上高と認識し、これを選定指標として採用しました。なお、前連結会計年度末日において、開示すべき重要な不備を識別した亜西瑪(上海)貿易有限公司（以下、「ヤシマ上海」とする。）については、質的重要性を勘案して「重要な事業拠点」に含めていません。

当社グループは顧客のニーズに応じて仕入先であるメーカーから商品等を仕入れ、潜在的ニーズを踏まえて一部の商品を在庫として保有し、顧客に販売する商社ビジネスを展開していることを踏まえ、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として当社の売上高、売上債権、売上原価、仕入債務及び商品に係る業務プロセス及び連結子会社の売上高、売上債権、売上原価、仕入債務及び商品の実地棚卸に関する業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、当社の法人税、住民税及び事業税・未払法人税等、繰延税金資産・繰延税金負債・法人税等調整額、商品の評価に関する決算財務報告プロセス及び連結子会社の繰延税金資産・繰延税金負債・法人税等調整額、商品の評価、貸倒引当金に関する決算財務報告プロセスについては、計算誤りによる誤謬リスクや見積り・予測を伴うことを踏まえ追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

前連結会計年度の内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、前連結会計年度の内部統制報告書に記載した各再発防止策を当連結会計年度中に実施してまいりましたが、以下に記載の一部の開示すべき重要な不備が当連結会計年度においても是正されていない状況であることから、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社において識別された開示すべき重要な不備

(決算財務報告プロセスに係る内部統制)

前連結会計年度に当社の財務経理部門における連結決算プロセス上の点検事項に含めるべき項目が整備されていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策として当社はヤシマ上海における会計・決算に関するリスクを踏まえて、連結決算チェックリストにチェック項目を追加して運用してまいりました。

しかしながら、ヤシマ上海に係る連結決算プロセスにおける当社の財務経理部門の連結子会社への方針指示等を行う担当者と連結決算作業担当者間の連携ミスによる会計処理の誤りが発見されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

連結子会社(ヤシマ上海)において識別された開示すべき重要な不備

(決算財務報告プロセスに係る内部統制)

前連結会計年度に決算作業プロセスにおける債権評価について、債権の滞留状況をチェックする手続及び債権評価ルールとして、貸倒引当金の個別設定ルールが整備できていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の債権債務の残高確認手続をマニュアルに反映し、当該手続を実施しました。また、決算時に債権の滞留状況をチェックする手続及び債権の相手先別の入金遅延期間に応じて債権に対する一定割合を貸倒引当金として計上するルールを整備し、運用してまいりました。

しかしながら、特定の得意先に対する債権について、マニュアルに定めた滞留状況のチェック及び残高確認手続を実施した際に識別された差異の解消のために、得意先と相互に取引内容を確認する手続が期末決算手続中に完了しませんでした。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

(業務プロセスに係る内部統制(販売プロセス))

前連結会計年度に販売業務に係るプロセスのうち、売上計上に関する内部統制として、売上計上の時期、金額を示す証憑類が具備されていることを、売上計上処理担当者以外の第三者が承認する統制手続が整備されていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の販売業務における売上計上に係る内部統制の強化を目的として、同社を重要な事業拠点とした上で、販売プロセスを評価対象に追加しました。

しかしながら、売上計上の要件となる証憑類の具備に関するルールが、通常の取引パターン以外の事例まで含めてカバーできておらず、特定の得意先に対する販売取引において、売上計上時期の誤りが識別されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

(業務プロセスに係る内部統制(棚卸資産管理プロセス))

前連結会計年度に棚卸資産管理に係る業務プロセスの内部統制において、棚卸資産の実在性の検証として、実地棚卸の実施状況の評価する手続が計画されていましたが、通常棚卸資産を保管しない一部の拠点に対して実地棚卸が計画・実施されておらず、実在性が確認できない資産が会計帳簿に計上されていることを発見できなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の棚卸資産管理プロセスにおける実地棚卸の範囲を全拠点とし評価してまいりました。

しかしながら、全ての拠点について実地棚卸(預け在庫の確認手続含む)を実施すべきところ、特定の拠点において一部の手続が未了となっていることが識別されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

(業務プロセスに係る内部統制(購買プロセス))

前連結会計年度に購買業務に係るプロセスのうち、仕入債務計上に関する内部統制として、未計上となっている

証憑類から計上すべき取引の有無を確認する等の計上漏れを確認する統制手続が整備されていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の購買業務における仕入債務計上に係る内部統制の強化を目的として、同社を重要な事業拠点とした上で、購買プロセスを評価対象に追加しました。

しかしながら、仕入計上の要件となる証憑類の具備に関するルールが、通常の取引パターン以外の事例まで含めてカバーできておらず、特定の仕入先に対する購買取引において、仕入債務計上時期の誤りが識別されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

再発防止策

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、以下の通り再発防止策を設定・実行し、適切な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

当社

（決算財務報告プロセスに係る内部統制）

- ・連結決算プロセスの点検事項について、当連結会計年度において開示すべき重要な不備に至った連携ミスにより会計処理誤りにつながった要因を踏まえて、連結決算チェックリストの更新を行う。また、連結決算プロセスの点検事項の追加・変更が必要な事象の有無を定期的に確認する手続を整備する。

連結子会社

（決算財務報告プロセスに係る内部統制）

- ・残高確認手続を実施した結果、差異が識別された得意先に対して、相互に取引内容を確認するコミュニケーションを通じた差異の解消を適時適切に行い、必要な会計処理を行う手順を決算チェックリストの点検項目として追加し、運用する。

（業務プロセスに係る内部統制（販売プロセス））

- ・売上計上の証憑類具備のルールに関して、当連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行うとともに、通常の取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

（業務プロセスに係る内部統制（棚卸資産管理プロセス））

- ・実地棚卸（預け在庫の確認手続含む）の実施予定範囲と実施結果の報告経路を明確にし、照合手続を強化する。

（業務プロセスに係る内部統制（購買プロセス））

- ・仕入計上の証憑類具備のルールに関して、当連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行うとともに、通常の取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社の経営陣は、上場企業としての財務報告に係る内部統制の整備及び運用していく責任と不適切な事案の検出時に適切に全社的な再発防止策のサイクルを形成する等の立場、グループ全体でのリスクマネジメントを行っていくべき立場を十分に自覚し、各再発防止策に取り組んでまいりました。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載の通り、一部の再発防止策について適切な水準で整備・運用することができず、継続して開示すべき重要な不備を識別するに至りました。この点について真摯に反省しております。当社といたしましては、次連結会計年度（2025年3月期）において当連結会計年度に継続して識別した開示すべき重要な不備に対応する再発防止策を早期に整備し、運用を徹底してまいります。

また、今後も長期的な視点を持ち、内部統制及びコンプライアンス意識の更なる向上に努め、信頼性ある財務報告を継続する経営管理基盤を強化してまいります。

なお、前連結会計年度の内部統制報告書に記載した再発防止策別に当連結会計年度に実施した措置は以下の通りであります。

1. 行動規範、コンプライアンスガイドラインの周知の再徹底
 - ・内部統制委員会、顧問弁護士による当社の役職員向け研修、当社経営層、内部統制委員会、外部専門家によるヤシマ上海の役職員向け研修を実施しました。
2. 遵守すべき法令やルールの教育
 - ・内部統制委員会、外部専門家による当社及びヤシマ上海の役職員向け研修を実施しました。
3. 営業担当者（課長職含む）の教育の徹底
 - ・内部統制委員会による当社及びヤシマ上海の営業担当者向けの研修を実施しました。
4. 内部監査の監査内容改善と結果の情報共有、社内周知の仕組みの構築
 - ・代表取締役社長への内部監査の報告等において重大な事案が確認された場合、適時に副社長から全部門に対して内部監査結果を周知させるとともに、類似事案の調査を指示するフローを整備し、運用しております。併せて、調査の結果をもとに、コンプライアンス・リスク管理委員会が、リスクの識別と対応を検討し、策定した再発防止策を取締役会及び経営会議へ報告するフローを整備し、運用しております。
 - ・また、当社の一定の利益率を下回る取引を抽出して仕入先から発行された見積書と販売先から発行された注文書、これらのシステム上のデータの整合性を確認するデータアプローチ検証を当連結会計年度の内部監査計画に追加し、実施しました。
5. 内部監査結果に対する評価基準の厳格化
 - ・不適切な会計処理等に対する評価基準については、金額的重要性の大小にかかわらず、会計的に影響を及ぼす可能性があるものは質的重要性から重大として評価するように内部監査マニュアルを改訂し、運用しております。
6. 人事評価制度面からの内部統制の強化とコンプライアンス意識向上の支援
 - ・人事評価制度の「全社目標」において当社の従業員（取締役、執行役員、契約社員、嘱託社員を除く）を対象に「内部統制とコンプライアンスの強化」を追加しました。また、ヤシマ上海の全従業員を対象に同様の対応を行いました。
7. 受発注登録の承認プロセスの見直し
 - ・受注登録の承認プロセスの改善として、一切の自己承認を不可とするため、営業担当者の上長の承認を得る承認経路のシステム改修を行いました。
8. 売上計上に関する防制的・発見的統制の強化
 - ・販売先別の債務認識時期を示す証憑種類等のリストに基づく照合確認手続を整備するとともに、債権債務の残高確認実施の頻度を年2回から4回へ引き上げました。
9. 内部通報制度の実効性確保
 - ・経営陣・内部統制委員会による研修において制度説明を実施しました。
10. コンプライアンス・リスク管理委員会によるリスク評価と周知
 - ・「取引先対応に関する基本方針」を策定し、当該方針で掲げた不適切会計や不正会計のリスクがある事象への対応方法を営業部門向けの業務マニュアルとして作成しました。

11. ヤシマ上海総経理の決裁事項に対する統制強化
 - ・ヤシマ上海総経理を交代し、従来、販売・購買等の業務、人事に関する決定及び会計仕訳の最終承認など総経理の権限であった決裁事項のうち重要な事項に対して、董事会又は総経理以外の董事等の承認又は報告を経ることを要する旨の規程改訂を行い、運用しております。
12. 当社によるヤシマ上海向けのモニタリング強化
 - ・グループリスクマネジメントとして、当社の財務経理部門によるヤシマ上海で発生した事案を踏まえたビジネスリスクや会計・決算に関するリスクを整理し、当該リスクを対象とするチェックを強化しました。会計・決算に関するリスクについては、決算チェックリストのチェック項目に追加し、運用しておりますが、「3 評価結果に関する事項」に記載の通り、前連結会計年度に識別された当社の決算財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了しておりません。「3 評価結果に関する事項」に掲げた再発防止策を実施してまいります。
13. グループ会計方針の整備
 - ・収益認識、棚卸資産の計上範囲及び仕入債務の計上時期等に関するグループ共通の会計方針書を作成し、グループ会社へ周知しました。
14. ヤシマ上海における業務プロセスに係る内部統制強化
 - ・ヤシマ上海の棚卸資産管理プロセスにおける実地棚卸の範囲を全拠点とし評価しました。また、ヤシマ上海の販売業務における売上計上や購買業務における仕入債務計上に係る内部統制の強化を目的として、同社を重要な事業拠点とした上で、販売プロセス及び購買プロセスを評価対象に追加しましたが、「3 評価結果に関する事項」に記載の通り、前連結会計年度に識別された連結子会社（ヤシマ上海）の業務プロセスに係る内部統制（販売プロセス・棚卸資産管理プロセス・購買プロセス）の開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了しておりません。「3 評価結果に関する事項」に掲げた再発防止策を実施してまいります。
15. ヤシマ上海の単体決算プロセスにおける債権管理強化
 - ・ヤシマ上海の債権債務の残高確認手続をマニュアルに反映し、当該手続を実施しました。また、決算時に債権の滞留状況をチェックする手続及び債権の相手先別の入金遅延期間に応じて債権に対する一定割合を貸倒引当金として計上するルールを整備し、運用しておりますが、「3 評価結果に関する事項」に記載の通り、前連結会計年度に識別された連結子会社（ヤシマ上海）の決算財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了しておりません。「3 評価結果に関する事項」に掲げた再発防止策を実施してまいります。
16. 非定型取引のリスク管理強化
 - ・当社グループにおいて非定型取引を開始する前に、起案部門が展開する事業領域・エリアに特化したリスク情報を収集し、当社財務経理部門による会計処理の事前確認が行われた上で、取締役会又は董事会によってリスクを評価するフローを整備し、運用しております。
 - ・また、非定型取引開始後に取引開始前に行ったリスク評価を取締役会又は董事会によってモニタリングするフローも合わせて整備し、運用しております。